

一般質問

祝 優雄 議員

行政運営に知恵を出せ



〔質問〕 合特債は、病院建設に充当できるか。病院債の充当と合特債を活用した場合の市の将来負担を示せ。

〔企画財政部長〕 活用は可能である。合特債は70%の交付税措置である。

〔両津病院管理部長〕 病院事業債は25%である。

〔質問〕 起債や借り入れ償還は病院の収益で賄えるのか。

〔両津病院管理部長〕 賄える金額ではない。必要な金額は一般会計から繰り入れていただきたいと考えている。

〔質問〕 今後30年間の償還額と維持管理費など必要経費の累積予測はできているか。

〔両津病院管理部長〕 今後作成する計画だ。

〔質問〕 将来予測も財政状況も示さない。これで議会審査ができるのか。開院から30年間に一般会計からの繰入額はどの様になるのか。

〔両津病院管理部長〕 一般会計からの繰り出しは41億4000万円と見込んでいます。病院の収益シミュレーションは今手元がない。

〔質問〕 あらゆる手立てで最少の経費で最大の効果を求める。このことに市長は異論があるか。

〔市長〕 異論はない。

〔質問〕 新築の提案をする前に現在の病院を※リノベーションで医療福祉エリアを継続する検証はしたのか。

〔両津病院管理部長〕 諮問委員会から新築がふさわしいという答申を受け、新築移転という形で流れてきている。

〔質問〕 出発から新築ありきだ。リノベーションによって新築と同等に使い続ける事ができる。工事費約40%程度削減でき、改築期間を大幅に縮減できる。一方、改築と同等になり、費用対

効果は非常に大きいと言われている。リノベーションが可能か、どのくらいの予算が必要かを含め徹底検証すべきと思うがどうか。

〔市長〕 病院に、入院患者をそのまま治療しながらの改築は現実的でない等の判断から新築移転という結論に達したと報告を受けた。

〔質問〕 私の提案だが、リノベーションと合特債を活用すれば9億円程度で病院はでき、新築の場合の現在の病院と関連施設の解体や跡地整備の費用は必要ない。この方式で検討してみてもどうか。

〔市長〕 今言われた数字、初めて頂いたもので、今ここで判断はできない。計算してみようと思う。

※リノベーション：既存の建物を大改修し、機能等を変更し性能を向上させたり付加価値を与えること

布するチラシの中で連動型警報器を掲載するなど、普及啓発に努めていきたい。

〔質問〕 市民は「安心した生活」を望んでいる。佐渡は離島であるため、他自治体からの応援は無い。今回の火災発生時よりも設備を充実させた、消防職員、消防団員向けに今までは違った訓練を行うなど、安心して生活していただけるような具体的な対策を打たなければならぬ。今回の両津夷火災で13棟も燃え広がった原因は何か。

〔消防長〕 今回の火災は住宅密集地ということで、屋根裏を伝って隣の家、隣の家と我々消防隊員が考える以上のスピードで延焼していったのが原因だ。

〔質問〕 燃えている住宅だけに放水しても食い止められなかったのではないか。1

軒先、2軒先から何かしらの対応をしなければならぬ。そこで、まだ燃え広がっていない隣の住宅の壁に穴を空け、そこに特殊ノズルを差し込んで放水するフォグネイルの導入を提案したい。これを導入すれば、住宅密集地火災での延焼を防ぐことができると思うが。

〔消防長〕 フォグネイルは高气密、高断熱の建物では非常に有効であるが、古い建物の場合は検証が必要だ。検討したい。

〔質問〕 本物の火を使ったホットトレーニング施設を新潟県消防学校に提案して欲しいがどうか。

連動型火災警報器設置と フォグネイル導入を



一般質問

広瀬 大海 議員



一般質問

渡辺 慎一 議員

内部検討を計画と言うデタラメ



【質問】 今日の午前中全協で、3月9日の佐渡汽船ジェットオイル事故では市長の危機管理能力ゼロがわかった。今日は5つのデタラメを質す。

まず、市報2月号のQ&A、議会の意思は委員長報告がすべてで、推測もなければ、その報告書の以上でも以下でもない。市長は市民に正確な情報を伝えるならばいいものを、推測という言葉を使って広報した。市民を欺くことにならないか。

【市長】 市民にわかりやすく、様々な場面で議員の皆さんから聞いたことを書いた。
【質問】 将来ビジョンに定額運用基金10億円不記載も市民を欺くものだ。
【市長】 新しい将来ビジョンについては表記を検討中だ。

【財政課長】 議員からの指摘もあるのですが、平成29年6月の調査では、庁内のまとめで41.6億8900万円だった。

【質問】 デタラメを認めたと言うことになる。議会との関係も最悪だ。施政方針には「合特債関連事業は議会との協議の上」とある。確かか。
【市長】 施政方針で述べた通り議会との協議を踏まえながら順次進める。

【質問】 計画もデタラメだ。将来ビジョンの市債の数字の推移からすると合特債活用計画はなかったと見るかどうか。
【財政課長】 合

特債の活用は

5つのデタラメ

市民を欺くデタラメ

議会対応がデタラメ

答弁のデタラメ

計画のデタラメ

財政のデタラメ

ついでに庁内で調査してどれくらい活用するかを確認している。平成29年6月の調査では、庁内のまとめで41.6億8900万円だった。

【質問】 それを計画と言うなら議会に示すべきだった。内部検討を計画と言うてはいけない。
【財政課長】 計画はあった。



一般質問

荒井 真理 議員

子どもの最善の利益を尊重、発展させる佐渡



【質問】 真野みずほ病院の常勤医師は3名体制が望ましいとの考えに変わりないか。知事に文書で要請したか。
【市長】 文書要請はしていない。従前の3名体制に戻ることが望ましいが経営上の問題などもあると考える。

【質問】 患者は退院後の居場所もない。地域包括ケアシステムでやらなければならぬがどうなっているか。
【藤本副市長】 県議会で、佐渡をモデル地域にして精神医療をどうするか新たな予算も審議中と聞いている。

【質問】 障がい者の権利条約の合言葉は、私たちのことを私たち抜きで決めないで、だ。協議の場に必ず当事者を入れる方針にすべきでは。
【市民福祉部長】 できる限りのことはしたい。県のモデル事業の中で検討する。

【質問】 新聞報道されている放射性物質を含む汚染土などの処理施設を佐渡市に設置する旨で意見を求められたら市長は明確に断るか。
【市長】 詳細について把握していないのでコメントするのは難しい。全くのめない内容なら当然拒否する。

【質問】 市民から放射性廃棄物を佐渡に入れない方針を決めてくださいと提案されたらどうするか。
【市長】 仮定の話にはコメントを控える。

【質問】 不登校になった子どもたちのあすなる教室移転を当事者抜きで急に決めるのはパワーハラスメントに近い。国連から日本は子どもの最善の利益を尊重し発展させるために国と大人が義務を負うとの考え方に変わるよう勧告を受けているが、どう感じているか。
【市長】 将来的に増設する。

【教育長】 文書を咀嚼しておらず答えられない。
【質問】 その主人公の子どもたちはどうしたら元気になると考えるか。
【学校教育課長】 家から出られず本場に引きこもっている児童生徒たちに少しでも環境を整えたい。ベースの考え方は移転であることは間違いない。

【質問】 教育長がそこを隠れたと表現し、保護者から「罪悪感を助長する。子どもの自尊心が傷つく」と抗議された。訂正するか。
【教育長】 物理的動線の話だ。
【質問】 増設希望があるのにアンケートでは、佐渡は広域で保護者の要望には応えられない、と諦めさせ、何人かは切り捨てるとの姿勢は撤回すべきではないか。



一般質問

中川 直美 議員

新年度方針と予算を問う

【質問】 深刻な介護等に対応の予算と特養入所待機者はどうなっているのか。

【高齢福祉課長】 相談窓口のワンストップ化や地域の支え合い仕組みづくりを考えている。

【市民福祉部長】 特養待機者は464人である。

【質問】 新年度、不登校等に対応する現在の真野の「あすなる教室」の畑野への移転は、3月に突然出してきた、合意ができていない。移転に伴う相談も予算もなく、県教委に評価されている民間団体とも協議もない中やるべきではないのではないか。

【教育長】 当面、真野と畑野で進めていきたい。

【質問】 図書館や学校給食の民間委託は、従来方針や最上位計画の将来ビジョンではできないと規定してい

る。計画を読んでいないのではないか。

【市長】 読んでいる。学校給食等として掲載はない。

【質問】 前市政は図書館は民間委託は馴染まないとし学校給食センターの職員数は減らせない「特殊事情職員」と書かれていることを知らないのではないか。

【市長】 次期の将来ビジョンで載せ直す。

【質問】 市報に住民訴訟の団体や個人名掲載はプライバシーの侵害。今後職員不祥事も名前を出すのか。また、合特債記事も事実でないことを書いている。これらをチェックする人はいなかったのか。

【藤本副市長】 職務怠慢と言われても申し訳ないが、事前には見ていなかった。

【総務部長】 不祥事職員等は、要綱に沿って対応している。

公表するものと公表しないものがある。

【質問】 県は年間1県立病院に8〜10億円を繰り出して

いる。病院建設に5年分を支援してもらうべきではないのか。

【市長】 県立病院が唯一存在しない佐渡医療圏で県立病院と同等の配慮を要望している。指摘の5年分支援してもらっても罰は当たらないとは思って、要請している。

【質問】 佐渡航路の新造船は県に責任を持ってもらうよう文書で申し入れるべきではないのか。

【市長】 長崎県・鹿児島県を参考にして県に要望する。



一般質問

近藤 和義 議員

非核平和宣言都市の市長見解を問う

【質問】 1970年に発効された核拡散防止条約（NPT）は、米・露・中・英・仏の5か国を「核兵器国」と定め、大戦の戦勝国だけは核兵器を保有しても良いが、その他の国は持つてはならないとする不公平な条約である。現に、核兵器保有国は9か国となっており、この条約は既に空洞化している。

これに対して、2017年に発効した核兵器禁止条約は、すべての国の核兵器の開発と保有を禁止するものであり、画期的かつ正当なものと考えているが、核保有国が不参加の条約ではその効力を発揮することはできない。唯一の戦争被爆国の日本がこの条約に反対を表明しているが理解に苦しむ。今後は、すべての核兵器保有国と核の傘に頼る国

が、安全保障を核に頼ることなく、地球上から核兵器の全廃を目指して、この条約に署名し実効あるものにするべきである。

現在、既に地球上の全人類を10回殺しても余量の核兵器が保有されており、核武装による「抑止力」などは安全保障として成立しないことを、核保有国は肝に銘ずるべきと考えるが、非核平和宣言都市市長としての見解を問う。

【市長】 佐渡市非核平和都市宣言においては、日本国憲法の恒久平和を求め、我が国が非核三原則を堅持することを求め、世界に対して全ての核兵器の廃絶を強く訴えるものであり、市長としてこの認識に変わりはない。

が、安全保障を核に頼ることなく、地球上から核兵器の全廃を目指して、この条約に署名し実効あるものにするべきである。

現在、既に地球上の全人類を10回殺しても余量の核兵器が保有されており、核武装による「抑止力」などは安全保障として成立しないことを、核保有国は肝に銘ずるべきと考えるが、非核平和宣言都市市長としての見解を問う。



佐渡市非核平和都市宣言 平成26年8月15日

核保有国と保有弾頭数 (2017年現在、9か国)

出典：ストックホルム国際平和研究所SIPRI yearbook 2017

アメリカ 6800発	インド 120~130発
ロシア 7000発	パキスタン 130~140発
フランス 300発	イスラエル 80発
中国 270発	北朝鮮 10~20発
イギリス 215発	

核拡散防止条約(NPT)締結国で核保有が認められている国

事実上、核を保有している国 (北朝鮮の弾頭数は推定)

緊急質問

市長の危機意識の欠如は甚だしい

祝 優雄 議員

【質問】 3月9日、佐渡汽船ジェットフォイルの事故は、多くのケガ人を出し、隣県の応援を受けドクターヘリ3機、県警の防災ヘリなどで対応した大参事だ。市長はどの様な対応をしたのか。

【質問】 市長、あなたはまず市民にお詫びすべきだ。臨時ニュースで全国に流れるとんでもない事故だ。あなたは現場に向かわず別の場所で宴席まで行っていた。危機意識のない常識の欠落した市長ではないか。

【質問】 今あなたが問われているのは、緊急事態の対応だ。これ以上言わない。緊急事態に対応できない、市民の安全確保のできない市長は自ら辞職し市民に信を問うべきだ。あなたは市長の席にいる立場の人ではない。今日議長に辞職願を出して辞職すべきではないか。

【市長】 衝突事故の報告を受けたが、現場指揮を副市長に指示し別の公務に向かった。

【市長】 現地に行かなかったことについて危機感がないと受け取られたらお詫びするしかない。

【市長】 私の方から辞職する意思はない。

ジェットフォイル事故、救急対応は

金田 淳一 議員

【質問】 救助活動と市長の当日用行動、救助活動中の飲酒について説明を求めます。

【市長】 12時51分現場指揮本部を立ち上げ、藤本副市長、産業観光部長など職員を派遣。市本庁に総務部長以下職員を動員。必要な車両、毛布、車いすなど手配

私は羽茂ふるさと自治会に参加。救急搬送が間もなく終了予定と聞いたので、17時過ぎからの懇親会に参加。院、県立新発田病院へ15名を搬送した。救急車により

を動員。傷病者は80名。新のマイクロなどで搬送した。

消防長 市では救急車7台、佐和田病院へ38名を搬送した。それ以外の傷病者は市

を搬送した。救急車により

を動員。傷病者は80名。新のマイクロなどで搬送した。

陳情の処理状況

平成30年第7回(9月)定例会で採択した陳情に対しての市の対応状況を報告します

陳情第7号 佐渡市建設計画につながる合併特例債の有効活用についての陳情

主管課 企画財政部企画課

◆処理経過及び結果

合併特例債の発行期限を5年間延長する「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案」が、平成30年4月18日に国会で成立した。

これを受け、佐渡市においても佐渡市新市建設計画の計画期間の延長が必要なため、平成31年2月議会に、佐渡市新市建設計画の変更案を提案したところである。

なお、延長期間内に実施する合併特例債関連の事業については、議会との協議を踏まえた上で実施する。

陳情第8号 合併特例債による新庁舎建設住民投票の実施に関する陳情

主管課 企画財政部企画課

◆処理経過及び結果

合併特例債の発行期限を5年間延長する「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案」が、平成30年4月18日に国会で成立した。

これを受け、佐渡市においても佐渡市新市建設計画の計画期間の延長が必要なため、平成31年2月議会に、佐渡市新市建設計画の変更案を提案したところである。

なお、延長期間内に実施する合併特例債関連の事業については、議会との協議を踏まえた上で実施することとしており、住民投票については実施の予定はない。

請願・陳情の提出期限についてお知らせします

請願・陳情は、原則的には定例会において対応するものとしています。

当該定例会告示日(議会招集日の概ね8日前)までに受理したものについて、その取扱いを議長の意見を付した上で、議会運営委員会に諮って決定します。

ただし、緊急性があり、かつ、次期定例会に持ち越すことが適当でないものにあつてはこの限りではありません。この場合の緊急性の可否については、議会運営委員会で決定します。

※詳細については、議会事務局へお問い合わせください。